

# 商品概要説明書

## 変動金利定期貯金（単利型）

（平成24年10月1日現在適用中）

1. 商品名	・変動金利定期貯金（単利型）
2. ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含みます）
3. 期間	・定型方式 1年、2年、3年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻しできます。
6. 利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	・預入後6か月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から6か月毎に、当組合が預入の際に提示するスーパー定期貯金または大口定期貯金の6か月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率（約定利率〔利率を変更したときは変更後の利率〕×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率） ・個人のお客さまはマル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。

# 商品概要説明書

## 変動金利定期貯金（単利型）

（平成24年10月1日現在適用中）

9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"><li>満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息並びに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息の合計額とともに払い戻します。<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 預入日の1年後または2年後の応当日を満期日とした場合<ul style="list-style-type: none"><li>6か月未満 解約日における普通貯金利率</li><li>6か月以上1年未満 約定利率×50%</li><li>1年以上2年未満 約定利率×70%</li></ul></li><li>(2) 預入日の3年後の応当日を満期日とした場合<ul style="list-style-type: none"><li>6か月未満 解約日における普通貯金利率</li><li>6か月以上1年未満 約定利率×40%</li><li>1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</li><li>1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</li><li>2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</li><li>2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</li></ul></li></ul></li><li>中間払利息が支払われている場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を清算します。</li></ul>
10. 貯金保険制度（公的制度）	<ul style="list-style-type: none"><li>保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li></ul>
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または信用部金融課（電話：0493-23-4684）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、埼玉県農業協同組合中央会が設置・運営する埼玉県JAバンク相談所（電話：048-823-7231）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合信用部金融課または埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li></ul>